

いなべ市上下水道事業公告第3号

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

いなべ市下水道事業におけるいなべ市下水道管更新工事（設計・施工一括発注方式）（以下「本工事」という。）に係る受託者を選定するため、公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）を実施する。

令和8年10月19日

水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う

いなべ市長 日 沖 靖

1 工事等概要

- (1) 事業名 令和9年度市単独事業
- (2) 工事番号 い下公DB北第1号
- (3) 工事名 いなべ市下水道管更新工事（設計・施工一括発注方式）
- (4) 履行場所 いなべ市北勢町奥村及び新町地内
- (5) 工事内容 下水道管更新工事に係る設計及び更新工事
（詳細は、別紙「要求水準書」のとおり。）
- (6) 履行期間 契約締結の日から令和11年3月15日（木）までとする。

2 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たす企業（以下「構成員」という。）によって構成される共同企業体（以下「JV」という。）であること。

なお、構成員のうちから代表企業（以下「JV代表」という。）を定めることとし、JV代表は工事における構成員と別の企業とすること（JV代表と設計業務における構成員が同一企業であることは認める。ただし、主任技術者と管理技術者及び照査技術者の兼務は認めない。）。

なお、JVの組成及び運営に関し、共同企業体協定書を締結すること。

(1) 構成員共通の参加要件

構成員は、次に示す要件を全て満たす者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

イ いなべ市の入札参加資格者名簿に登録されている者であって、登録先所在地が三重県内にあるものであること。

ウ いなべ市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成21年いなべ市告示第103号）第4条第1項の規定による入札参加資格停止措置を受けている期間中でない者であること。

エ 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でない者であること。

オ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

カ いなべ市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成 28 年いなべ市告示第 119 号)別表第 2 に規定する要件に該当する者でないこと。

キ 以下のいずれかに該当する者でないこと。

(ア) いなべ市下水道管更新工事(設計・施工一括発注方式)公募型プロポーザル評価委員会の委員と資本面又は人事面において関係がある者。

(イ) 本工事における事業者の募集及び選定に係るアドバイザー業務に関与した者と資本面又は人事面において関係がある者。

「資本面において関係のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資額の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において関係のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいう。なお、本工事における事業者の募集及び選定に係るアドバイザー業務に関与した者は、次のとおりである。

・株式会社アクション

(2) JV 代表に係る要件

JV 代表は、次に示す要件の全てを満たす者でなければならない。

ア 公告日の前日から引き続き、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条(別表第一)に規定する「土木工事業」に係る建設業の許可を受けている者であること。

イ 建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査における「土木工事業」の総合評点(P)が 900 点以上あること。ただし、経営事項審査の審査基準日は、公告日直近のものとする。

ウ 公告日以前 10 年間の公共工事で、下水道管渠更生工法(公益社団法人日本下水道新技術推進機構)による技術審査証明を得ている自立管工法で本管 1 スパン以上の下水道管更生工事として元請完成工事实績があること。

エ 契約締結時において、次の要件を全て満たす主任技術者を専任で配置することができること。

(ア) 一級土木施工管理技士の登録を受けている者であること。

(イ) 下水道管路更生管理技士、下水道管路管理専門技士(修繕・改築)、下水道管渠更生施工管理技士のいずれかの登録を受けている者であること。

(ウ) 直接的な雇用関係にある者であること。

(3) 設計業務における構成員に係る要件

設計業務における構成員は、次に示す要件の全てを満たすものでなければならない。なお、複数企業で設計業務に従事する場合は、1 社でも次の要件を満たし

ていれば可とする。また、設計業務における構成員においては、建設業法第3条に規定する「土木工事業」に係る建設業の許可を求めない。

ア 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条の規定に基づく登録（登録部門は「下水道」に限る。）を受けていること。

イ 契約締結時において、次の要件を全て満たす設計業務管理技術者及び照査技術者を配置できること。なお、管理技術者及び照査技術者の兼務は認めない。

(ア) 設計業務管理技術者は、技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく技術士（総合技術監理部門（上下水道部門一下水道）又は上下水道部門（下水道））の登録を受けている者であること。

(イ) 照査技術者は、技術士法に基づく技術士（総合技術監理部門（上下水道部門一下水道）又は上下水道部門（下水道））の登録を受けている者であること。

(4) 工事における構成員に係る要件

工事における構成員は次に示す要件の全てを満たす者でなければならない。なお、複数企業で工事に従事する場合は1社でも次の要件を満たしていれば可とする。

ア 公告日の前日から引き続き、建設業法第3条に規定する「土木工事業」に係る建設業の許可を受けている者でいなべ市内に本店を置くものであること。

イ 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査における「土木工事業」の総合評点（P）が600点以上あること。但し、経営事項審査の審査基準日は、公告日直近のものとする。

ウ 公益財団法人日本下水道新技術機構の技術審査証明を受けている工法（反転工法又は形成工法に限る。）に係る協会に加入している者であること。

エ 契約締結時において、次の要件を満たす主任技術者を配置することができること。なお、当該技術者の専任、非専任については問わないものとする。

(ア) 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条各号のいずれかに該当する資格を有する者であること。

(イ) 直接的な雇用関係にある者であること。

3 審査及び選定方法

本プロポーザルは、いなべ市下水道管更新工事（設計・施工一括発注方式）公募型プロポーザル評価委員会において次の評価基準により審査を行い、その結果に基づき本工事における候補者を選定するものとする。詳細は「事業者選定基準」を参照すること。

(1) 技術提案内容

基本方針、業務実施体制、受託実績、設計・工事に関する事項等

(2) 価格

4 手続等

(1) 担当部局

〒511-0492 三重県いなべ市北勢町阿下喜 2633 番地

いなべ市 水道部 下水道課

電話 0594 (72) 3515 ファクシミリ 0594 (72) 3748

E-mail gesui@city.inabe.mie.jp

(2) 仕様書等の閲覧方法及び閲覧期間

ア 閲覧方法

仕様書等は、いなべ市ホームページの入札契約情報からダウンロードすること。

(<https://www.city.inabe.mie.jp/sangyo/nyusatsu/nyusatsukokoku/1016325.html>)

イ 閲覧期間

公告の日から令和9年1月15日（金）午後4時までとする。

(3) 事業者の募集及び選定のスケジュール

実施内容	日程
プロポーザル募集の公告	令和8年10月19日（月）
募集要項等に関する質問の受付	令和8年10月20日（火）～ 令和8年10月29日（木）午後4時必着
募集要項等に関する質問への 最終回答日	令和8年11月5日（木）
参加表明書及び応募資格審査書類 の受付締切	令和8年11月19日（木）午後4時必着
参加資格確認結果の通知	令和8年11月26日（木）
提案書類の受付締切	令和9年1月15日（金）午後4時必着
プレゼンテーション及びヒアリング の実施	令和9年1月27日（水）
事業者の選定・契約締結	令和9年2月ごろ

(4) 詳細

詳細は次の資料を参照すること。

ア 募集要項

イ 要求水準書

ウ 事業者選定基準

エ 様式集

オ 基本協定書（案）

カ 契約書（案）

5 その他

- (1) 手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (2) 契約保証金 要
ただし、いなべ市契約規則（平成 22 年いなべ市規則第 16 号）第 27 条第 1 項各号のいずれかに掲げる担保の提供をもって代えることができるものとする。
- (3) 技術提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して入札参加資格停止等の措置を行うことがある。
- (4) 契約書作成の要否 要（契約書（案）に基づく）
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 4 (1) に同じ。
- (6) 評価順位第 1 位の者を随意契約の相手方として、本工事の契約交渉を行う。なお、辞退その他の理由で契約を締結できない場合は、順次、次の評価順位の者を繰り上げて、その者と契約交渉を行うものとする。
- (7) 参加申込者が 1 者の場合でも審査を行い、選定委員会の評価において、委員の過半数が評価合計点の 2 分の 1 以下と採点した場合を除き、契約の相手方として、本工事の契約交渉を行う。
- (8) 提出された技術提案書の審査の結果は、書面により通知する。
- (9) 選定の決定に対する質疑は、受け付けない。
- (10) 技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、参加申込者の負担とする。
- (11) 提出された参加申込書及び技術提案書は、いなべ市情報公開条例（平成 15 年いなべ市条例第 8 号）に基づく公開対象文書となる。
- (12) 本工事の契約締結者以外の技術提案書は審査終了後に返却する。
- (13) 技術提案書提出後において、技術提案書に記載された内容の変更は認めない。
また、技術提案書に記載した技術者は、変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者を措置し、あらかじめ発注者の承認を得るものとする。
- (14) 契約の相手方として選定された者が、契約を締結するまでに、いなべ市から入札参加資格停止措置を受けた場合は、契約を締結しないことがある。